

平成31年（令和元年）

上砂川町議会議録

令和元年第3回 臨時会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和元年第3回臨時会

(5月21日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
議案第18号 役場西館除却工事請負契約締結について(原案可決)	3
議案第19号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について(原案可決)	4
閉会の宣告	7

出席議員

議席 番号	氏 名	3 臨
		5.21
1	小澤一文	○
2	越前等	○
3	伊藤充章	○
4	吉川洋	○
5	数馬尚	○
6	堀内哲夫	○
7		
8	高橋成和	○
9	大内兆春	○

説 明 の た め 出 席 し た 者

役 職 名	氏 名	3 臨
		5.21
町 長	奥 山 光 一	○
副 町 長	林 智 明	○
教 育 長	飯 山 重 信	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○
監 査 事 務 局 長	内 野 博 之	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○
技 師 長	三 原 浩 明	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○

事 務 局 職 員 出 席 者

職 名	氏 名	3 臨
		5.21
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○
主 査	佐 藤 友 歌	○

上砂川町議会第3回臨時会会議録（第1日）

5月21日（火曜日）午前10時00分 開会
午前10時16分 閉会

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
5月21日 1日間
- 第 3 議案第18号 役場西館除却工事請負契約締結について
- 第 4 議案第19号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について

○会議録署名議員

1番	小澤	一文
2番	越前	等

◎開会の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和元年第3回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定に

よって、1番、小澤議員、2番、越前議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（大内兆春） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第18号

○議長（大内兆春） 日程第3、議案第18号 役場西館除却工事請負契約締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第18号 役場西館除却工事請負契約締結について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、役場西館除却工事の工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第18号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして、議会の議決を求めるものであります。

現在の役場西館庁舎につきましては、昭和54年の建設から40年が経過し、耐震基準も満たしていないことから、役場本庁舎建設計画に基づき除却工事を実施するものであります。

除却工事は、西館本体一式、鉄筋コンクリート2階建て1,030.16平方メートルのほか、本庁舎建設工事の支障となる本館住民相談室、鉄筋コンクリート平家建て16.80平方メートル、公用車車庫等5棟の除却を行い、本庁舎の建設用地を確保するものであります。

工事の竣工期限は、令和元年9月25日であります。

入札につきましては、三鉦建設株式会社上砂川支店、共栄鉦業株式会社、柳川建設株式会社、有限会社高橋工務店、有限会社中森組、有限会社サクライ、有限会社増原工務店の7社による指名競争入札の方法で、去る5月14日に執行し、1回目ですべての予定価格に達し、落札決定いたしました。

入札額は、有限会社サクライ5,640万円、有限会社中森組5,620万円、有限会社高橋工務店5,550万円、有限会社増原工務店5,470万円、柳川建設株式会社5,450万円、共栄鉦業株式会社5,420万円、三鉦建設株式会社上砂川支店が5,360万円で、三鉦建設株式会社上砂川支店に落札決定したもので、契約金額は消費税相当額428万8,000円を加えた5,788万8,000円であります。

それでは、本文に参ります。次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1、工事名、役場西館除却工事。
- 2、工事の場所、上砂川町字上砂川町40番地10。

3、工事の概要、西館除却、鉄筋コンクリート2階建て1,030.16平方メートル、本館住民相談室除却、鉄筋コンクリート平家建て16.80平方メートル、公用車車庫等5棟ほか一式。

4、竣工期限、令和元年9月25日。

5、契約金額、5,788万8,000円。

6、契約の相手方、三鉦建設株式会社上砂川支店支店長、小野寺秀夫。

7、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第18号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 役場西館除却工事請負契約締結については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第19号

○議長（大内兆春） 日程第4、議案第19号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第19号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご

審議くださるようお願いいたします。

上砂川町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正し、あわせて国民健康保険税の改正をするものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げについては省略することに決定しました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第19号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー1、上砂川町税条例改正の概要をごらん願います。改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、これに準拠し規定している本町の税条例の関係条項を改正するものであります。また、あわせて本町の国民健康保険税の改定を行うものでございます。

初めに、地方税法等の一部改正に伴います改正の主な内容ですが、個人町民税につきましてはふるさと納税制度の見直しとして、国の定める基準に適合する地方団体をふるさと納税の対象として指定し、対象団体へのふるさと納税を特例控除対象寄附金とする法改正がなされたことから、関係する規定の整備を行うものでございます。

また、住宅ローン控除の拡充に伴う措置や非課

税措置の対象追加として、児童扶養手当の支給を受けている所得135万円以下のひとり親を追加するものであります。

軽自動車税では、種別割のグリーン化特例の見直しとして、現行制度を2年間延長した上で、平成33年からは適用対象を電気自動車等に限定するものです。また、環境性能割の臨時的軽減といたしまして、平成31年10月1日から平成32年9月30日までに取得した自家用軽自動車について、環境性能割の税率を1%分軽減するものであります。

その他、法律等の改正に係ります規定の整備を行うものであります。

次に、国民健康保険税の改定につきまして、資料ナンバー2をごらん願います。これまでの国民健康保険事業の運営は、本年3月の町政執行方針質疑で説明しておりますように本町は低所得者世帯が多い一方、1人当たりの医療費が高いため医療費を保険税で賄うという従前の制度では税率は基本的に引き上げしなければならないところでしたが、住民負担の軽減を図るため町は一般会計から法定繰り入れを行うほかに基金繰り入れや法定外繰り入れを行うことで税率の引き上げをせずに特別会計を運営してまいりました。このたびの改正は、昨年度から始まりました国民健康保険の都道府県単位化に伴い、北海道は最終的に同じ所得であれば道内どこに住んでいても同じ税率を賦課することを目指していることから、北海道が示す標準保険料率をもとに国民健康保険税率を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、資料中段の現行税率との比較表をごらん願います。まず、賦課方式につきましては、本町は現在所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で賦課しておりますが、北海道が示す賦課方式は資産割を除く3方式となっていることから、本町の資産割を廃止し、3方式にするものであります。

また、国保税は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3項目があり、加入者のうち40歳

以上65歳未満の方は3項目全て、それ以外の方は介護納付金分を除く2項目分を納めるものですが、先ほど申し上げましたとおり、住民負担軽減のため長期間税率改正をしておりませんでしたので、後期高齢者支援金分と介護納付金分において標準保険料率と乖離が見られることから、この2項目につきましては標準保険料率に近い税率に引き上げ、医療分につきましては医療費平準化により税率を引き下げるもので、3項目全体でも引き下げとなるよう改正するものであります。ただし、標準保険料率算定で用いられる数値は前年度のものであり、今年度加入者の所得等も未確定であることから、保険税設定に当たってはある程度の幅を持たせ、所得割合計では3.2%、資産割は廃止により40%、均等割合計で200円、平等割合計で9,400円の減としており、この改正によりまして加入者1世帯当たりでは平均で約23%の引き下げとなるものでございます。

また、2の課税限度額の改正及び3の軽減判定所得の算定額の改正につきましては、国の改正どおりに医療分基礎課税額の限度額を現行の58万円から61万円に引き上げ、あわせて低所得者に係る軽減判定所得の算定額を5割軽減は現行27万5,000円から28万円に、2割軽減は現行50万円から51万円に引き上げるものでございます。

なお、限度額の引き上げに係る対象者は、本町には現在おりません。

今回の改正は、税率引き下げの提案となりますが、今後の道の方針により将来的に税率が上がる可能性もありますことをつけ加えさせていただきます。

具体的に改正税率で保険税額がどうなるか、本町に多い世帯構成で比較しましたのが資料の裏面でございます。本町の加入者状況は、上段の表の右横に記載しておりますとおり所得が170万円以下の世帯が9割で、世帯構成は単身や2人世帯が多く、軽減世帯が全体の8割を超えております。最も多い世帯構成は7割軽減世帯で、下段の表の

6番になりますが、金額で4,500円、26.79%の減少となり、表の5番目の5割軽減世帯は金額で2万5,300円、24.49%の減少率となります。現在資産割が賦課されている世帯は、7番のように減少率が高くなります。

なお、このたびの税率改正に伴う予算につきましては、本年度の賦課額が7月に決定し、その賦課額により国及び道の補助金が決定されますことから、12月以降に精査をし、改めてご提案をさせていただきます。

以上が改正の内容でございますが、条例中の年及び年度の表記につきまして、国の法律や国から示された標準条例との整合性をとるため、全て元号が平成の表記となっておりますので、ご理解願います。

また、条例の改正箇所につきましては、資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

なお、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第19号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 上砂川町税条例等の

一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で本臨時会に付託されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和元年第3回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時16分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 小 澤 一 文

署 名 議 員 越 前 等